

平成 30 年度保育士修学資金 修学生募集要領



保育士修学資金は、保育士の資格を目指す学生の修学を容易にし、質の高い保育士の養成確保に努めるため、養成施設に在学している学生に対して、修学資金を無利子で貸し付ける制度です。

■ 受付期間 ■ 平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 4 月 30 日

■ 提出先 ■ 在学する保育士養成施設

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター

TEL : 06-6776-2943 FAX : 06-6761-5413

<http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/>

目次

目次	2
第 1 部 保育士修学資金 貸付制度	3
修学資金を希望するみなさんへ	3
修学資金の概要	4
第 2 部 保育士修学資金 募集要領	7
修学資金の申込条件	7
第 3 部 保育士修学資金 申込と提出書類	9
修学資金の申込手順	9
提出書類についての諸注意	10
提出書類チェックリスト	12
貸付決定後の手続きについて	13
第 4 部 関係資料	14
返還免除対象業務	14
保育士修学資金実施要綱および要領	15

用語の説明

この「保育士修学資金貸付事業 募集要領」の中で使用する略称、及び用語の意味は次の通りです。

修学資金貸付要綱	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要綱。(P. 15 参照)
募集要領	保育士修学資金貸付事業 修学生募集要領。本冊子。
修学資金	特に表示しない場合は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 保育士修学資金。
養成施設	保育士としての必要な知識及び技能を習得させることを目的として、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設。
修学生	養成施設に在籍し、修学資金貸付の決定を受けた者。養成施設を卒業後も、貸付を受けた修学資金の返還を終了するか、返還免除になるまで修学生と呼称する。
府社協	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会。
返還免除対象業務	昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び保育士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 に定める職種若しくは別添 2 に定める職種又は当該施設の長の業務。
保育士（として）	保育士養成施設を卒業して、もしくは保育士養成施設を卒業し、国家試験に合格して、保育士となる資格を有する修学生で、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに登録している者。
国家試験	特に表示しない場合は、保育士国家試験。
国家資格	特に表示しない場合は、保育士。
現況報告書	修学生の卒業後の状況を原則毎年 4 月に府社協へ報告するもの。修学生の状況によって返還免除対象業務に従事する意思、国家資格取得の意思を確認する。
休 職	業務従事先の就業規則に定められた範囲内で休暇を取り、在籍はしているが就労していない状態。
離 職	退職し、返還免除対象業務に従事していない状態。

第 1 部 保育士修学資金 貸付制度

修学資金を希望するみなさんへ

第1部では、保育士修学資金の貸付制度について説明します。

貸付金の仕組みについて書かれていますので、第1部を読み、申し込みたいと思った方は、未成年の方は保護者（親権者）と話しあったうえで、第2部以降をお読みください。

保育士修学資金は、保育士を目指す学生の修学を容易にし、質の高い保育士の養成確保を図るため、養成施設に在学している学生に対して、修学に必要な費用を無利子で貸し付ける制度です。

申し込む前に知っておいてほしいポイント

- 修学資金は貸付制度（借りるもの）です。一定の条件を満たせば貸付金を返す必要はありません。しかし、返還免除の規定に該当しない場合は必ず返さなければなりません。
- 修学資金を借りるのも、返すのも、返還免除の申請を行うのも、みなさん自身です。他人まかせにせず、「修学資金を借りるのは自分」という自覚をもってお申し込みください。
- 在学している養成施設にて、申し込み書類を取りまとめます。養成施設の推薦も必要となりますので、期限に余裕をもって申し込みを行ってください。（※生活保護・住民税非課税の世帯に属する高校3年生事前申請の場合は、入学前に申請することが可能です。事前申請を行う期間は平成 30 年 2 月 14 日～2 月 28 日となりますが、本募集要領の期間に申し込むことも可能です。）

修学資金の概要

平成30年度に保育士養成施設に進学した(予定している)人を対象に、修学生の募集を行います。修学資金の貸与を希望する方はこの冊子をよく読み、申し込んでください。なお、修学資金は生活保護世帯の事前申請の場合以外は、進学前に振り込まれることはありません。初回の入金は4月以降になりますので、ご注意ください。

修学資金の種類・貸与の方法・貸与期間

修学資金の種類		貸与の方法 (修学生本人名義の口座に 振込みます)	貸与期間
保育士修学資金	無利子	原則として3カ月に1回振込み	2年間 ただし平成30年4月分から 卒業する正規の修業年限の終期まで 正規の修学期間が2年を超える養成施設に在学して いる場合は、2年間に相当する金額の範囲内であれ ば正規の修学期間とすることができます。

貸付限度額

- 修学資金 50,000 円(千円単位)

修学資金の貸付期間は2年です。ただし、正規の修学期間が2年を超える養成施設に在学している場合は、2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間とすることができます。

例) 2年課程の場合	50,000円 × 24カ月 = 1,200,000円
4年課程の場合	25,000円 × 48カ月 = 1,200,000円
3年課程の場合	33,000円 × 36カ月 = 1,188,000円

- 入学準備金 200,000円(平成30年度入学者:初回のみ)
- 就職準備金 200,000円(卒業に係る最終回のみ)
- 生活費加算

生活保護世帯もしくは生活保護に準ずる世帯(住民税非課税世帯など)に属する方は、下記に定める加算額の借り入れを申し込むことができます。

ただし、入学により平成30年4月1日以降、生活保護の適用を受けない方または生活保護に準ずる世帯(例:平成29年度の住民税課税証明書が非課税の世帯)に属する方に限ります。

大阪府級地	市町村名	加算限度額 (12~19 歳)
1級地-1	大阪市 堺市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 寝屋川市 松原市 大東市 箕面市 門真市 摂津市 東大阪市	43,300 円
1級地-2	岸和田市 泉大津市 貝塚市 和泉市 高石市 藤井寺市 四條畷市 交野市 忠岡町	41,360 円
2級地-1	泉佐野市 富田林市 河内長野市 柏原市 羽曳野市 泉南市 大阪狭山市 島本町 熊取町 田尻町	39,400 円
3級地-1	阪南市 豊能町 能勢町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村	35,510 円

※お住まいの市町村により、生活費加算の額が決定されます。

連帯保証についての留意点

修学資金の貸付を受けるには、連帯保証人が1名必要となります。

なお、未成年者が修学資金を申し込む場合は、法定代理人(親権者・後見人)を連帯保証人としてください。

ただし、法定代理人が連帯保証人の要件(P8)を満たさない場合は、別にもう一名、要件を満たす連帯保証人を設定する必要があります。

個人と法人のいずれかが連帯保証人になる事ができます。どちらを選択しても、修学生が返還の義務を負うことに変わりありません。連帯保証人は修学生と連帯して返還の義務を負うので、修学生は連帯保証人をお願いする個人・法人に対して詳しく説明してください。

修学資金の返還免除における留意点

修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には申請により、貸付金の全額の返還が免除となります。

- ① 修学生が、養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内において保育士として返還免除対象業務(P14)に従事し、かつ、引き続き5年間(※中高年離職者の要件に該当すると認定された場合、もしくは大阪府内の過疎地域での従事の場合は3年)従事したとき。
→「中高年離職者」とは入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の方です。契約時に証明書の提出が必要です。
- ② 上記に規定する業務に従事している期間内に、業務上の事由により死亡または業務に起因する心身の故障のため、当該業務を継続することができなくなった場合。

修学資金の返還についての留意点

1. 貸付契約の解除

修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付契約を解除します。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認めるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 虚偽の申し込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき。
- (6) 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。
- (7) その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2. 返還

下記の事由にあたる場合、返還免除や猶予の事由に該当する場合を除き、責任をもって返還しなければなりません。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 当該養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。
- (3) 大阪府内において1年以内に児童の保護等の業務に従事しなかったとき。
- (4) 大阪府内において1年以内に児童の保護等の業務に従事する意思がなくなつたとき。
- (5) 児童の保護等の業務外の事由により死亡し、または疾病等により児童の保護等の業務に従事できなくなつたとき。

返還の方法

返還の期間は2年です。

※貸付期間より短い期間で返還することや一括返還も可能です。

例)2 年間の修学で下記のとおり、貸付を受けた後に返還になった場合

「修学資金」 50,000 円 × 24 カ月

「生活費加算」 43,300 円 × 24 カ月

「入学準備金」 200,000 円

「就職準備金」 200,000 円

計 2,639,200 円

⇒月々の返還額 約 109,966 円 × 24 カ月月賦

第 2 部 保育士修学資金 募集要領

修学資金の申込条件

第2部では、修学資金の申込方法や申込資格、連帯保証人等について説明します。

まずは、申し込み期限を確認しましょう。その後、申し込むための条件を満たしているか、ひとつひとつ確認していきましょう。なお、修学資金の募集については、予算の範囲内で貸付を行います。

募集時期

平成30年4月1日～平成30年4月30日

※上記の期間内に在学する養成施設に提出してください。

※事務手続き上、養成施設ごとに締切期間を設定する場合があります。

必ず在学する養成施設に問い合わせを確認し、募集の時期を逃さないように注意してください。

申込資格

平成30年4月1日時点で、養成施設に在学しているもしくは在学を予定している学生で、かつ家庭の経済状況から本修学資金の貸付を希望する方で、養成施設卒業後、大阪府内の保育所等で保育士として引き続き5年以上返還免除対象業務(P14)に従事しようとする意思を有している方が申し込みできます。

また次のいずれかに該当する必要があります。

- ① 大阪府内の養成施設に在学していること
- ② 大阪府内に住所を有していること

連帯保証人について（事前にご準備ください）

修学資金の申請には、原則1名の連帯保証人が必要です。

連帯保証人の要件

未成年者が修学資金を申し込む場合は、保護者（親権者）を連帯保証人として申し込んでください。

連帯保証人は下記の要件をすべて満たすことが必要です。

- （ア）独立した生計を営むこと
- （イ）申請時において年齢が20歳以上65歳未満であること
- （ウ）府・市町村民税の課税がされていること

生活福祉資金等の社会福祉協議会が実施している貸付金の連帯保証人になっている場合やすでに貸付けを受けて滞納している場合は、修学資金の連帯保証人になることはできません。

また、未成年者や債務整理中（自己破産等）の場合も連帯保証人になることはできません。

法定代理人（親権者）が連帯保証人の要件を満たさない場合

未成年者の法定代理人が「連帯保証人の要件」を満たさない場合、連帯保証人をさらに1名選任することで、貸付の申請を行うことができます。連帯保証人は個人もしくは法人のいずれかを選択することができます。

どちらを選択しても、修学資金の貸与を受けた本人が返還の義務を負うことに変わりはありません。

個人に連帯保証を依頼する場合

要件を満たす個人に連帯保証人をお願いしてください。

連帯保証人は収入に関する証明書（府・市町村民税課税証明書など）を添付したうえで、修学資金申請書に自署・押印して申し込んでください。貸付決定後には印鑑登録証明書を提出する必要があります。

法人（会社）に連帯保証を依頼する場合

修学資金の返還についての保証を、勤務先（アルバイトを含む）の法人に引き受けてもらう制度です。

法人が保証を行う場合は、連帯保証を行う法人と申込者の間に雇用契約が存在することが条件となります。

法人保証は学生支援機構の貸与型奨学金の「機関保証」とは異なり、修学生の貸付について大阪府内で返還免除対象業務を営む法人が、返還についての連帯保証を引き受ける制度です。そのため、連帯保証を引き受けるかという判断について、法人の審査が別途事前に行われます。まず、府社協までお問合せください。

【連帯保証できる法人の要件】

連帯保証できる法人の要件は、下記の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 大阪府内において返還免除対象業務を申込前 5 年以上継続して営んでいる法人であること。
- ② 活動実績を証明する決算書類等の提出が可能であること
- ③ 財務状況が健全であり、保証能力を有していること。
- ④ 過去 5 年以内において、営業を廃止または解散していないこと、破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがないこと、財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分を受けていないこと、財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分等を受けていないこと、営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
- ⑤ 法人において修学資金の申込者と修学資金の契約日時点でアルバイトを含む雇用契約を交わす意思がある。もしくは法人の定款及び規定において法人の業として連帯保証を行うことが確認できること。
※勤務先の法人が連帯保証できるかどうかについては、あらかじめ府社協の審査を受けていただくことをお勧めします。連帯保証人となる事を希望する法人の担当者より、府社協にご連絡ください。

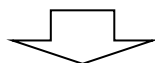
第3部 保育士修学資金 申込と提出書類

第3部では、修学資金の申込手順やどのような提出書類が必要になるかについて説明します。
まずは、申込完了までの流れを確認しましょう。その後、どのような書類を整えたらよいか、確認していきましょう。

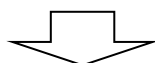
修学資金の申込手順

申込の手順は次のとおりです。別途府社協や養成施設から指示があった場合は、指示に従ってください。

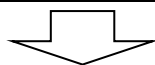
1	下記の書類を在学している(入学予定を含む)保育士養成施設から受け取ってください。 ① 平成30年度保育士修学資金修学生募集要領(本冊子) ② 保育士修学資金貸付申請書および記入例 ③ 同意書 なお、作文用紙もお渡ししていますが、貸付決定後の提出でかまいません。
---	---



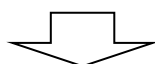
2	申込に必要な書類を整えてください。 ① 修学資金貸付申請書(修学資金貸付要領に定める様式第1-1号)及び同意書 ② 住民票 ※住民票と現住所地の住所が一致する、マイナンバーが記載されていないもの ※申し込み日より3カ月以内に申請者を含む世帯全員が記載されているもの ③ 連帯保証人の平成29年度所得を証明するもの(市町村の住民税課税証明書) ④ 申請者が成人の場合は本人の平成29年度所得を証明するもの(市町村の住民税課税証明書) ⑤ 学業成績証明書(直近の在学時の証明書) ※生活費加算を受ける場合 ⑥ 福祉事務所長が発行する申請者の生活保護廃止証明書 (入学により平成30年4月1日以降生活保護の適用を受けていないことがわかるもの) ⑦ 世帯全員の住民税非課税証明書等
---	---



3	養成施設が定める提出期限までに、上記2の①～⑤及び必要な書類を養成施設へ提出してください。
---	---



申込手続き完了



(参考) 申込手続き後の流れ ○ 府社協にて審査を行います。 不備や不足書類があった場合、養成施設を通じて申請者へ連絡します。定められた期日までに再提出がない場合、審査段階での申請内容にて審査を進めざるをえない場合がありますので、ご注意ください。 ○ 養成施設を通じ、申請者に決定または不承認通知を送付します。養成施設ごとに通知しますので、決定状況によっては通知が遅れる場合があります。
--

提出書類についての諸注意

1. 共通

作成にあたっては、下記の注意点に従って記入してください。

- ① あなた(申込者)が、自分で記入・押印します。連帯保証人欄はそれぞれの欄を各自が記入してください。代筆は認められません。氏名の漢字は住民票に記載された文字を使ってください(略字は不可)。
- ② あなた(申込者)と連帯保証人は、同じ姓であっても、それぞれ別の印(スタンプ印不可)で押印してください。
- ③ 黒または青色のボールペンで記入してください。鉛筆やこすると消えるボールペン(フリクションペン)を使用した場合、作成しなおしていただきます。
- ④ 修正する場合、修正液や修正テープは使用しないでください。二重線で消して、その人が使用した印を押し、余白に正しい事項を書いてください。
- ⑤ 住所は、それぞれの欄を各自が正確に記入してください。「同上」、「〃」などは認められません。
- ⑥ 用紙をコピーして使用する場合は、同じサイズ、方向にコピーして使ってください。

2. 申請書・同意書

記入例をよく確認し、記入してください。

法定代理人が父母ともにいる場合は、父母二人の記入、押印が必要です。(離婚や死亡により親権者が一人になった場合は、親権者である一人の記入、押印により作成してください。)

【法定代理人が記入、押印できない場合】

法定代理人が記入、押印できない特別な事情がある場合は、学校へ相談してください。

ただし、下記の場合を除きます。

- ① 海外単身赴任等であっても、法定代理人が記入、押印する必要があります。赴任先へ郵送する等により対応してください。
- ② 未成年後見人が選任されている場合は、未成年後見人全員の記入、押印が必要です。
- ③ 親権者欄には、民法に定める親権者または未成年後見人のみ記入が必要です。親権をもっていない人(離婚して親権者ではなくなった父または母や祖父母)は該当しません。
※未成年後見人については、登記等の提出が必要な場合があります。

3. 他の奨学金との併給を受ける場合

保育士修学資金は、養成施設への修学のために必要な範囲での他の奨学金(学生支援機構等)との併給を認めています。他の奨学金を借り入れている場合(予定を含む)、必ず申請書の「他の奨学金等の借り入れ状況」欄に記入してください。

- ※ 「他の奨学金」として、財源に国庫補助を含むものや、本修学資金と同様の目的をもつものなど、併給出来ない貸付金もあります。
- ※ 他の奨学金で併給について規定している場合は、他の奨学金の規定に准じます。

4. 住民票

住民票は市区町村の窓口で、本人を含む世帯全員の記載された住民票を請求してください。

すでに住民票を準備している場合、申請日より3カ月以内の発行分まで有効です。

個人番号(マイナンバー)の記載がないものを提出してください。

住民票は現住所地の証明書類となるものです。進学のための一人暮らしであっても、住民票を異動していただく必要があります。なお、一人暮らしであっても世帯全員の記載された住民票が必要です。

申請者と連帯保証人が同一世帯に属する場合は、1通のみの提出で構いません。

5. 所得証明書（個人が連帯保証人となる場合）

連帯保証人の課税状況等を確認するための必要書類を提出してください。

「源泉徴収票」、「特別徴収税額の決定通知書」、「納税証明書(税務署発行)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」は、証明書類として認められません。

※ 所得証明書を取得する場合は、下記に注意してください。

(1) 「所得証明書」の名称は、市区町村によって異なる場合があります。

(例) 「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」「住民税証明書」「課税台帳記載事項証明書」等

名称が異なっても、市区町村が発行しており、平成 29 年度分(平成 28 年分)であれば、証明書類として認められます。

ただし、「市民税・府民税特別徴収税額の通知書」等の書類は認められません。

6. 法人が連帯保証人となる場合の必要書類

法人保証を受ける場合は、下記の書類を法人に用意していただくよう依頼してください。

なお、法人の保証能力に関する審査を事前に行うことができますので、ご不明な点は大阪府社協までお尋ねください。

● 提出の必要な書類…①④は原本、その他は原本証明したものを提出してください。

社会福祉法人の場合	株式会社などの場合
①履歴事項全部証明書(3 カ月以内発行)	①履歴事項全部証明書(3 カ月以内発行)
②以下の財務諸表(平成 24~28 年度分)	②以下の財務諸表(平成 24~28 年度分)
・貸借対照表	・貸借対照表
・収支計算書	・損益計算書
・事業活動計算書	・キャッシュフロー計算書(作成している場合)
③事業計画書	・株主資本等変動計算書
④法人税納税証明書(その3の3)	③事業計画書
(未納税額がないことの証明)	④法人税納税証明書(その3の3)
⑤法人、事業所のパンフレット(代表的なもの)	(未納税額がないことの証明)
⑥貸付に同意する旨が議決された理事会の議事録	⑤法人、事業所のパンフレット(代表的なもの)
⑦申請者に通知した雇用契約書もしくは法人として	⑥貸付に同意する旨が議決された取締役会・理事会
連帯保証を行うことが記載されている定款や規定	の議事録
など	⑦申請者に通知した雇用契約書や雇用通知書

提出書類チェックリスト

修学資金の申込手続きは、申込者、親権者が責任をもって行いましょう。

提出書類の種類や書類の記入方法については、本冊子の P10～P11 に記載されています。よくお読みいただき、提出書類を用意してください。

提出書類を養成施設に提出する前に必ず以下の項目を確認し、誤りや不足がないことを確認してください。

保育士修学資金貸付申請書	☐ 鉛筆は不可。記入押印漏れのないよう注意してください。 ☐ 黒または青色のボールペンで記入してください。 ☐ 修正がある場合は、修正テープなどを使わず、二重線で訂正後、訂正印を押してください。 ☐ スタンプ印等は受付できません。 ☐ 連帯保証人の印については、同じ姓であっても同一の印を使用しないでください。 ☐ 連帯保証人は、募集要領 P8 で示す連帯保証人の要件をすべて満たす人に限ります。 ☐ 「保育士修学資金収支明細」の用途については、修学期間を通じて必要な金額を記入してください。	
同意書	☐ 養成施設に支払う学費の他、交通費や実習に係る費用を記入していただけますが、食費や休業に伴う生活費の補てんは対象となりません。 ☐ 修学に必要な使途（支出）について、金額の根拠が不明確な場合は確認させていただき、内容によっては追加資料の提出を求める場合があります。 ☒ 法人が連帯保証を行う場合、連帯保証人となる法人は予め府社協において審査を受ける必要があります。この場合の申請書は別途送付いたしますので、府社協にご連絡ください。	
申請者を含む世帯全員が記載されている住民票	☐ 申請日より前 3 カ月以内に発行されている。 ☐ 現住所と住所が一致している。 ☐ マイナンバーが記載されていない。	
連帯保証人の所得証明書	☐ 平成 29 年度の住民税課税証明書（平成 28 年中の所得の証明）が必要です。 ☐ 「源泉徴収票」や「住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書」での代用は認められません。 ☐ 法人が連帯保証人となる場合は、事前の審査が必要です。法人の担当者から府社協に連絡ください。	
申請者の所得証明書 （※申請者が成人の場合）	☐ 平成 29 年度の住民税課税証明書（平成 28 年中の所得の証明）が必要です。 ☐ 前年度学生であっても、成人している場合は証明が必要です。	
学業成績証明書	☐ 直近で在学している学校、養成施設等の成績証明書を添付してください。 ☐ 1 年以上在学している方は前学年のもの、その他については最終卒業学校等の証明書になります。（例：高校卒業後、養成施設に進学した場合は、卒業した高校の成績証明書）	
※生活費加算のために必要な証明書	☐ 福祉事務所長が発行する申請者の生活保護廃止（予定）証明書（申請者の保護費の支給が当該保育士養成施設の入学時に廃止されていることがわかるもの） ☐ 世帯全員の住民税非課税証明書等	

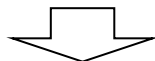
その他、申込みにあたっては養成施設の長の推薦状が必要になりますので、それぞれ養成施設へご相談ください。

貸付決定後の手続きについて

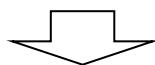
貸付を決定した後の手続きの概要は次の通りです。

転職や休職などの場合は、速やかに府社協へご相談ください。状況によっては返還いただく場合があります。

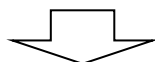
1	決定の通知 養成施設を通じ、申請者個人あてに送付されます。 申請内容に誤りがないか、確認してください。
---	--



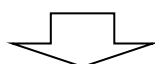
2	借用証書の提出（本人→養成施設→府社協） 養成施設が定める期限までに下記の書類を整えて送付してください。（決定日から 14 日以内） ① 保育士修学資金借用証書 ② 誓約書 ③ 本人、連帯保証人、法定代理人の印鑑登録証明書 （修学生が未成年の場合、本人分は不要ですが、法定代理人が両親の場合は父母双方必要です。） ④ 振込先（本人名義）の銀行口座の通帳の写し （金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義等が確認できるもの） ⑤ 貸付決定者が、中高年離職者（入学時に 45 歳以上の者であって、離職して 2 年以内の者をいう。）の場合は、離職年月日を確認できる証明書類の写し。（例：前職場から発行された離職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証等）※前職場での雇用形態、雇用保険加入の有無は問いません。 ⑥ 作文「保育士を目指したきっかけと将来の夢」 ※この作文は、内容を評価するものではありません。貸付を受けられるにあたり、保育士を目指す心構えと将来保育士として働くことへの決意を表すものとして書いてください。
---	--



3	初回貸付金の振込 借用証書と添付書類に不備がなければ、府社協へ到着よりおおむね 2 週間以内に初回の貸付金を指定口座に振り込みます。 例）初回の振込は平成 30 年度新入生が、平成 30 年 7 月に借用証書を提出した場合 修学資金（4 月～9 月分）： 50,000 円 × 6 カ月 入学準備金： 200,000 円 計 500,000 円 ※ 以降の振込は、3 カ月ごとにまとめて初めの月の中旬に振り込みます。（4 月、7 月、10 月、1 月） ※ 事前申請の場合の初回振込は別途ご案内します。
---	--



4	卒業（貸付終了） 養成施設ごとに卒業時に必要な様式がとりまとめて送付されます。 卒業後の 4 月末日までに、それぞれが必要な届を提出してください。 ① 修学資金返還猶予申請書（様式第 9 号） ② 業務従事開始届（様式第 14 号） ③ 現況報告書〈A〉 ④ 養成施設 卒業・修了証明書の写し ⑤ 保育士証の写し ※状況に応じて提出書類が異なる場合があります。 ※返還免除になるまで、毎年 4 月に業務の従事状況を報告していただく必要があります。
---	---



5	返還免除 5 年（中高年離職者の届を行った方は 3 年）の業務従事後、返還免除の申請を行うことができます。
---	---

第 4 部 関係資料

返還免除対象業務

返還免除対象業務に該当するか不明な場合はお問い合わせください。

区域	施設等種別、及び法令・通知等
全国	国立高度専門医療研究センターまたは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて、児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設
	肢体不自由児施設「整肢療護園」
	重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項及び同条第 4 項 ・児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設
大阪府	児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設（保育所を含む） ・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・児童厚生施設 ・児童養護施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター
	児童福祉法第 12 条の 4 に規定 ・児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
	児童福祉法第 18 条の 6 に規定 ・指定保育士養成施設
	学校教育法第 1 条に規定する幼稚園のうち次に掲げるもの ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 ・「認定こども園」への移行を予定している幼稚園
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定 ・認定こども園
	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であつて、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定するものであつて、同法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの ・病児保育事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定するものであつて、同法第 34 条の 8 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による届出を行ったもの ・放課後児童健全育成事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定するものであつて、同法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの ・一時預かり事業
	子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定 ・離島その他の地域における特例保育を実施する施設
	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものであつて、同法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていない認可外保育施設のうち、次に掲げるもの i) 児童福祉法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設 ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であつて、当該届出をした施設 iii) 雇用保険法施行規則第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
	子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定めるもの ・企業主導型保育事業

保育士修学資金実施要綱および要領

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 保育士修学資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金(以下「修学資金」という。)は、保育士資格の新規取得者の確保を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金を貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的として、予算の範囲内で貸付を行う。

(貸付対象者)

第2条 貸付対象者は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 18 条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他施設(以下「養成施設」という。)に在学する者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 養成施設卒業後、次のア～コに定める大阪府内の施設等において児童の保護等の業務に従事する意思を有する者とする。

ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設(保育所を含む)」、同法第 12 条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第 18 条の6に規定する「指定保育士養成施設」

イ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

- ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
- ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第2条第6項に規定する「認定こども園」

エ 児童福祉法第6条の3第9項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第条の 15 第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

オ 児童福祉法第6条の3第 13 項に規定する「病児保育事業」であって、同法第 34 条の 18 第1項の規定による届出を行ったもの

カ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第 34 条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの

キ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第 34 条の 12 第1項の規定による届出を行ったもの

ク 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 30 条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ケ 児童福祉法第6条の3第9項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第2項、第 35 条第4項の認可又は認定こども園法第 17 条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、次に掲げるもの

i) 法第 59 条の2の規定により届出をした施設

ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

iii) 雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第3号)第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設

iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について(平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号)」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設

v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第1項に規定する業務を目的とする施設

コ 子ども・子育て支援法第 59 条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

(2) 大阪府内市町村の住民基本台帳に記録されている者又は大阪府内に住民登録はしていないが大阪府内の保育士養成施設に在学する者。

(3) 貸付対象者は、優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要と認められる者。

(4) 他の都道府県等又は都道府県等が適当と認める団体から、同種の修学資金を借り受けていない者。

3 生活費加算は、貸付申請時に次の各号に掲げる世帯で前項に規定する養成施設に就学する者を対象とする。

(1) 貸付申請時に生活保護受給世帯の者で入学後に保護が廃止になる者(養成施設入学前に生活保護受給世帯の者であって、入学後に生活保護が廃止された者を含む。)

(2) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税世帯

(3) 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免世帯

(4) 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免世帯

(5) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 77 条に基づく保険料の減免または徴収の猶予世帯

(貸付期間及び貸付額等)

第3条 貸付期間は、養成施設に在学する正規の修学期間とし、2年間を限度とする。ただし、修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、貸付金額が2年間に相当する金額の範囲内であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

2 修学資金の貸付額は、月額 50,000 円以内とする。ただし、次の各号に定める額を加算できるものとする。

- (1) 入学準備金 200,000 円以内(入学時に限り、初回の貸付時に加算)
- (2) 就職準備金 200,000 円以内(卒業時に限り、最終回の貸付時に加算)
- (3) 生活費加算 生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち、貸付対象者の貸付申請時の居住地及び年齢に対応する区分の額に相当する額以内

3 生活費加算は、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を、2年間以内の期間を基本として加算するものであり、貸付後の加齢や転居等により対応する区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは行わないものとする。

4 利子は、無利子とする。

(貸付申請)

第4条 修学資金の貸付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、保育士修学資金貸付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に必要事項を記入の上、次の必要書類を添付して、修学する養成施設を通じて社会福祉法人大阪府社会福祉協議会長(以下「会長」という。)に申請しなければならない。

- (1) 養成施設の長が発行する推薦書(第2号様式。以下「推薦書」という。)
- (2) 世帯全員の記載された住民票の写(外国籍の者は在留資格が永住・特別永住と明記されている住民票)
- (3) 連帯保証人の前年の所得を証明する書類
- (4) 申請者が成年者である場合は、申請者の前年の所得を証明する書類(ただし前年度当該養成施設に在学している者は除く)
- (5) 学業成績証明書(現に養成施設に1年以上在学している者にあつては前学年の、その他の者にあつては最終卒業学校又は最終卒業養成施設の学業成績証明書。なお、高校在学者においては直近の学期末の調査書を提出すること。)
- (6) 中高年離職者であることを証明する書類(該当者のみ)
離職票・離職前の会社から発行された離職証明書の写しなど
- (7) 生活費加算の貸付を申請する場合は以下のいずれかの書類(イ～オについては、申請者の生計を一にする世帯の成年者全員の書類)

- ア 保護変更決定通知書(写)等(生活保護が廃止されていることが確認できる書類)
- イ 市町村民税・都道府県民税課税(非課税)証明書等(市町村民税の非課税が確認できる書類)
- ウ 市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書等(市町村民税の減免が確認できる書類)
- エ 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書等(国民年金の掛金の減免が確認できる書類)
- オ 国民健康保険料決定(変更)通知書等(国民健康保険料の減免または徴収の猶予が確認できる書類)

2 養成施設は申請者から申請書の提出を受けたときは、厳正に審査し、適当と認める者に対して、推薦書を添付して会長に提出するものとする。ただし、適当と認められる者が2名以上になる場合は、推薦順位を付した推薦者名簿を添付しなければならない。

3 生活保護受給世帯の高校3年生等が貸付を申請する場合は、生活費加算の有無に関わらず、入学前に会長に直接貸付申請を行うことを原則とする。なお、進学する養成施設の推薦書に代えて福祉事務所長による保護意見書を提出するものとする。

4 市町村民税・都道府県民税課税が非課税の世帯に属する高校3年生等が貸付を申請する場合は、生活費加算の有無に関わらず、入学前に会長に直接貸付申請を行うことができる。なお、進学する養成施設の推薦書に代えて在学する高等学校等の長による推薦書を提出するものとする。

(連帯保証人)

第5条 申請者は、連帯保証人1名を立てなければならない。

2 連帯保証人は、修学資金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

3 前項の連帯保証人は、申請時65歳未満の者で市町村民税・都道府県民税の課税されている独立の生計を営む者もしくは大阪府内で5年以上の返還免除対象業務を営む実績のある法人で、財務状況が健全であり、保証能力を有している法人でなければならない。なお、申請者が未成年者である場合には、法定代理人を連帯保証人としなければならない。ただし、法定代理人が連帯保証人の要件を満たさない場合は、法定代理人の他に連帯保証人を別に1名設置するものとする。

4 修学資金の貸付を受けた者(以下「修学生」という。)(が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(貸付の決定等)

第6条 会長は、第4条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは修学資金の貸付を決定し、修学資金貸付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知し、申請者との契約により貸し付けるものとする。また、貸付を行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知する。

(交付方法)

第7条 修学資金の交付は、貸付を決定した日の属する月の翌月以降に分割の方法により交付するものとし、1回につき3ヶ月分ずつ口座振込の方法により交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

2 分割交付の時期は、別に定める。

(異動の届出)

第8条 修学生は、次の各号の一に該当したときは、直ちにその事実を証する書類を添えて、在学中は養成施設を通じ、その旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 休学し、復学し、転学し、留年し、又は退学したとき。

(3) 停学その他の処分を受けたとき。

(4) 連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があったとき。

2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。

3 修学生が、府内において児童の保護等の業務に従事したとき又は業務従事先を変更したときは、別に定める届出書に業務従事期間証明書を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

4 第1項から前項までの規定による届出は、借り受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

(修学資金借用証書)

第9条 修学生は、貸付決定を受けた日から20日以内に、養成施設を通じて、修学資金借用証書(第4号様式)を会長に提出しなければならない。

(貸付契約の解除及び貸付の休止)

第10条 会長は、修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認めるとき。

(3) 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

(4) 死亡したとき。

(5) 虚偽の申し込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき。

(6) 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。

(7) その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を行わないものとし、既に貸し付けた修学資金があるときは、その後に振り込む修学資金から控除するものとする。

(返還)

第11条 修学生は、次の各号の一に該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から2年の期間(返還債務の履行を猶予したときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦等により返還しなければならない。

(1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。

(2) 当該養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。

(3) 大阪府内において1年以内に第14条第1号に規定する児童の保護等の業務に従事しなかったとき。

(4) 大阪府内において1年以内に第14条第1号に規定する児童の保護等の業務に従事する意思がなくなつたとき。

(5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなつたとき。

(返還の債務の履行猶予)

第12条 修学生が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 修学生が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 大阪府内において第14条第1号に規定する児童の保護等の業務に従事しているとき。

(2) 修学資金の貸付を廃止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき

(3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の猶予の申請等)

第13条 前条による返還の猶予を受けようとする者は、別に定める修学資金返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、在学中は養成施設を通じて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について、承認又不承認を決定し、その旨を修学生に通知するものとする。

(返還債務の当然免除)

第14条 会長は、修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、大阪府(国立児童自立支援施設等において児童の保護等の業務に従事する場合は、全国の区域とし、東日本大震災等における被災県(岩手県、宮城県及び福島県、及び熊本県に限る。以下同じ。))において児童の保護等の業務に従事する場合は、当該被災県とする。以下同じ。)内の第2条第1号に規定する従事先施設等において児童の保護等の業務に従事し、かつ、5年間(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年以内のものをいう。))が当該業務に従事した場合にあつては、3年間)引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)これらの業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付を受けた者の意思によらず、貸付を受けた大阪府外にお

いて当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入するものとする。

(2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第 15 条 会長は、修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障がいにより貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 大阪府内において2年以上第 14 条第1号に規定する児童の保護等の業務に従事したとき

返還の債務の額の一部裁量免除の額については、区域内において第 14 条第1号に規定する児童の保護等の業務に従事した月数を、保育士修学資金の貸付を受けた月数の2分の5(中高年離職者等については2分の3)に相当する月数で除して得た数値(この数値が1を超えるときは1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(返還の免除の申請等)

第 16 条 第 14 条及び前条による返還債務の免除を受けようとする者は、別に定める修学資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、在学中は養成施設を通じて会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認又は不承認を決定し、その旨を修学生に通知するものとする。

(勤務期間の計算)

第 17 条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、児童の保護等の業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の前日の属する日までの月数による。

(延滞利子)

第 18 条 会長は、修学生が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(養成施設の責務)

第 19 条 この事業の実施に当たって、養成施設は常に修学生等との連絡を密にし、卒業後等においても、指導等を十分に行うものとする。

(その他)

第 20 条 本貸付要綱、保育士修学資金貸付等制度実施要綱(平成 28 年 2 月 3 日付け厚生労働省発雇児 0203 第 3 号厚生労働事務次官通知)及び保育士修学資金貸付等制度の運営について(平成 28 年 2 月 3 日付け雇児発 0203 第 2 号厚生労働省雇用均等／児童家庭局長通知)に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年2月22日から施行する。

この要綱は、平成30年1月10日から施行する。